

喀痰吸引等（特定行為）に係る登録申請手続きの手引き
（不特定多数の者対象）

1 喀痰吸引等制度の概要について

制度の趣旨
○ 介護福祉士及び喀痰吸引等の研修を受けた介護職員等について、医師の指示、看護師との連携など一定の条件の下に、医療行為である喀痰吸引等の行為を実施できるようにする制度。
実施可能な行為
○ 吸引吸引（①口腔内、②鼻腔内、③気管カニューレ内部） ○ 経管栄養（④胃ろう・腸ろう、⑤経鼻経管栄養）
介護職員等の範囲
○ 介護福祉士 <資格取得年次や修了した研修により取扱が異なる> ○ 喀痰吸引等の研修を修了し、認定証の交付を受けた介護職員等
登録事業者
○ 登録喀痰吸引等事業者（実地研修を修了した介護福祉士が喀痰吸引等を実施） ○ 登録特定行為事業者（認定証の交付を受けた介護職員等が特定行為を実施）
登録研修機関
○ 喀痰吸引等の研修を行う機関
実施時期及び経過措置
○ 平成24年4月1日施行（介護福祉士関係は平成28年4月1日施行） ○ 経過措置対象者については、一定の範囲・条件の下で実施可能

* 認定証は、「認定特定行為業務従事者認定証」の略称です。

■ たんの吸引等に関する呼称について

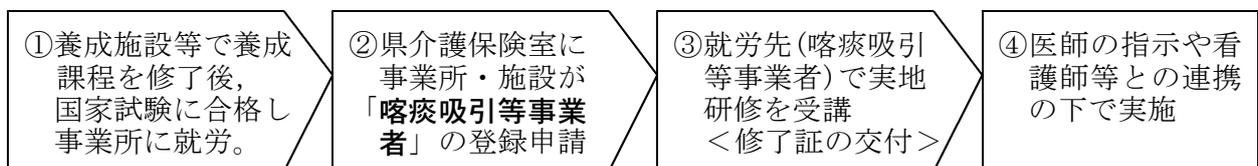
呼 称	たんの吸引等を行う者	備 考
喀痰吸引等	実地研修を修了した介護福祉士	呼称は異なるが、内容は同じ。
特定行為	喀痰吸引等の研修を修了した介護職員等	

喀痰吸引等の業務ができるまでの流れ

(例1) 介護職員等として、既に就労している場合



(例2) 介護福祉士の資格を取得してから就労する場合



注1) 既に介護福祉士の資格を有している場合には、②以降の手続となる。

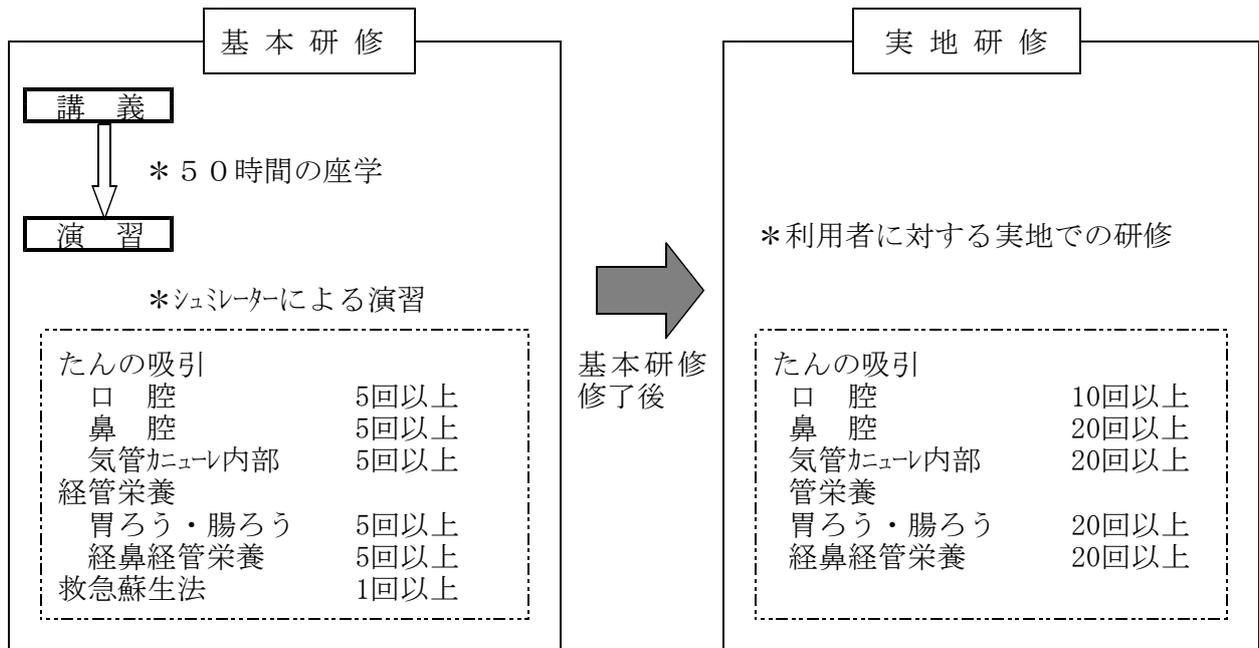
注2) 平成28年度以前に介護福祉士の資格を取得した者は、原則として(例1)の手続となる。

2 喀痰吸引等研修（第1号研修・第2号研修）について

(1) 研修の類型

類 型	研 修 の 内 容
第1号研修	5つの類型すべてを行う研修
第2号研修	5つの類型のうち、1つから4つを行う研修

(2) 研修の概要



* 人工呼吸器装着者に対する研修は、上記とは別途に、演習及び実地研修を行う必要あり。

(3) 講義の内容

	科 目	時 間 数 (H)
1	人間と社会	1. 5
2	保健医療制度とチーム医療	2. 0
3	安全な療養生活	4. 0
4	清潔保持と感染予防	2. 5
5	健康状態の把握	3. 0
6	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	1 1. 0
7	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8. 0
8	高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	1 0. 0
9	高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8. 0
	計	5 0. 0

* 喀痰吸引等研修は、登録研修機関において実施していますので、具体的な研修日程、場所等については、各機関に直接お問い合わせください。
登録研修機関は、県ホームページに掲載してあります。

3 認定証（認定特定行為業務従事者認定証）の交付について

- 介護職員等が特定行為を実施するには、都道府県知事から認定証の交付を受ける必要があります。

(1) 認定証の交付対象者

- 登録研修機関の喀痰吸引等研修（1号研修及び2号研修）を修了した者
- 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項の規定により、次に該当する方は交付を受けられません。

一	成年後見人又は被保佐人
二	禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
三	社会福祉士及び介護福祉士法及びその他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
四	社会福祉士及び介護福祉士法第32条第1項第2号又は第2項の規定により、介護福祉士の登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
五	社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第4項の規定により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者

(2) 認定証の交付等に関する手続について

- 交付を受ける目的に従い、必要な書類を県介護保険室に提出してください。なお、新規申請及び再交付申請には、手数料が必要となります。

① 新たに交付を受ける場合

	必要な書類	様式
1	認定特定行為業務従事者認定証交付申請書	第4号様式
2	*手数料として、県収入証紙1,500円分を申請書に添付 住民票の写し（鹿児島県外に居住する方のみ）	
3	*6ヶ月以内に交付された個人番号の記載のないもの 誓約書 （社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号に該当しない旨の誓約書）	第4号様式の3
4	喀痰吸引等研修の修了証明書の写し	
5	交付申請書類一覧（チェック表）	従事者チェック表

<経過措置対象者の新規申請は終了しています。>

② 登録事項を変更する場合 <変更の日から10日以内に届出>

	書類の名称	様式
1	認定特定行為業務従事者認定証変更届出書	第7号様式
2	認定特定行為業務従事者認定証の写し	
3	住民票の写し（鹿児島県外に居住する方のみ）	
4	*6ヶ月以内に交付された個人番号の記載のないもの 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書	第8号様式
5	<改姓に伴い再交付を受ける場合> *手数料として、県収入証紙1,000円分を申請書に添付 交付申請書類一覧（チェック表）	従事者チェック表

* その他変更内容が確認できる書類

③ 実施できる特定行為の種類を追加する場合

	書類の名称	様式
1	認定特定行為業務従事者認定証変更届出書	第7号様式
2	認定特定行為業務従事者認定証の原本	
3	喀痰吸引等研修の修了証明書の写し	
4	交付申請書類一覧(チェック表)	従事者チェック表

④ 紛失等により再交付を受ける場合

	書類の名称	様式
1	認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書 *手数料として、県収入証紙1,000円分を申請書に添付	第8号様式
2	認定特定行為業務従事者認定証の写し	
3	認定特定行為業務従事者認定証の原本 <交付済みの認定証の汚損又は届出事項の変更の場合>	
4	交付申請書類一覧(チェック表)	従事者チェック表

⑤ 登録を辞退する場合

	書類の名称	様式
1	認定特定行為業務従事者認定証辞退届出書	第11号様式
2	認定特定行為業務従事者認定証の原本	

4 登録特定行為事業者の登録について

□ 事業所等において、特定行為を業務として実施する場合には、事業所等ごとに都道府県知事の登録を受ける必要があります。

(1) 対象事業者

県内に所在する事業所等で、介護職員等（認定特定行為業務従事者）による特定行為の業務を行おうとする事業者

<医療法第1項の5に規定する病院及び診療所は除かれます。>

(2) 登録の単位

事業所ごととなっており、例えば、特別養護老人ホームに併設されている短期入所生活介護事業所であっても、それぞれに登録を受ける必要があります。

● 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第2項の規定により、次に該当する事業所等は登録を受けられません。

一	禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
二	社会福祉士及び介護福祉士法及びその他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
三	社会福祉士及び介護福祉士法48条の7の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
四	法人であって、その業務を行う役員のうち上記の一から三のいずれかに該当する者があるとき

(3) 登録基準（法附則第20条，省令附則第20条）

登録に当たっては、次の①及び②の全ての基準を充足する必要があります。

① 医師，看護師その他の医療関係者との連携等に関する項目

	基準の項目と内容	業務方法書の該当部分及び様式類
i	医師の文書による指示 喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を受けること。	第8条第2項 参考様式4「指示書」
ii	医療関係者との連携の確保及び役割分担 対象者の状態について、医師又は看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師）による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を共有することにより、医師又は看護職員及び介護職員の間における連携を確保するとともに、医師又は看護職員と当該介護職員との適切な役割分担を図ること。	第8条第5項 第2条第1項
iii	計画書の作成 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施状況その他の事項を記載した計画書を作成すること。	第8条第3項 参考様式5「計画書」
iv	報告書の作成 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。	第8条第6項 参考様式6「報告書」
v	急変等に備えた緊急時の対応 対象者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡が行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。	第2条第2項
vi	業務方法書の作成 i から v の事項その他必要な事項を記載した特定行為業務に関する書類（「業務方法書」）を作成すること。	参考例1「業務方法書」

② 喀痰吸引等の実施に関する記録の整備や安全確保等に関する事項

	基準の項目と内容	業務方法書の該当部分及び様式類
i	安全委員会の設置，研修体制の整備その他安全の確保 医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置，喀痰吸引等を安全に実施するための研修体制の整備，その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保すること。	第3条, 4条, 9条, 10条
ii	備品等の整備 喀痰吸引等の実施に必要な部品等を備えること。	第5条
iii	感染症の発生予防 備品等について衛生的な管理に務めること，その他の感染症の発生を予防するために必要な措置を講ずるように努めること。	第6条
iv	対象者及び家族等への説明と同意 特定行為業務計画書の内容を対象者又は家族等に説明し，その同意を得ること。	第8条第1項 参考様式3「同意書」
v	情報の管理と秘密の保持 特定行為業務に関して知り得た情報を適切に管理し，及び秘密を保持するために必要な措置を講ずること。	第7条，第8条第1項ハ・第2項ハ・第3項ニ・第6項ニ，第11条第4項

(4) 事業者登録等に関する手続について

- 登録等を受ける目的に従い，必要な書類を県介護保険室に提出してください。
なお，①の新規申請には，手数料が必要となります。

① 新たに登録を受ける場合 <事業開始予定1ヶ月前までに提出>

	必要な書類	様式
1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書 *手数料として，県収入証紙2,400円分を申請書に添付	第1号様式
2	法人の場合：①定款又は寄付行為，②登記事項証明書 個人の場合：住民票の写し	
3	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	第1号様式の2
4	3の名簿登載者の認定特定行為業務従事者認定証等の写し	
5	誓約書 (社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書)	第1号様式の3
6	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類	第1号様式の4
7	6の書類に関し登録要件に該当することを証明する書類 (1)業務方法書 (2)業務方法書に定めてある様式類(同意書,指示書など) (3)業務方法書に定めてあるマニュアル類 (緊急時対応マニュアル,感染症対応マニュアル,手技マニュアルなど) (4)その他登録要件に該当することを証明する書類	参考例1 参考様式3~7
8	適合書類チェックリスト	適合書類チェックリスト
9	登録特定行為事業者登録書類一覧(チェック表)	事業者チェック表

② 実施できる特定行為の種類を追加する場合

	書類の名称	様式
1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書	第3号様式
2	追加される行為に関する資料	

③ 登録事項を変更する場合

	変更する事項	提出時期	必要な書類
1	<ul style="list-style-type: none"> 設置者の氏名 (法人の場合＝名称及び代表者の氏名) 設置者の住所(法人の場合＝法人所在地) 事業所の名称 事業所の所在地 	変更しようとする日の1ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ①第3号様式の2 ②変更内容を確認できる書類(登記事項証明書等)
2	<ul style="list-style-type: none"> 業務方法書 喀痰吸引等(特定行為)を行う介護福祉士及び認定特定行為業務従事者等の名簿 喀痰吸引等の実施に係る備品一覧 	変更の日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> ①第3号様式の2 ②介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿<資格者証(写)を添付>

* 第3号様式＝登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書
 第3号様式の2＝登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書

④ 登録を辞退する場合 <辞退する日の1ヶ月前までに届出>

	書類の名称	様式
1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書	第3号様式の3

5 登録喀痰吸引等事業者の登録について

□ 事業所等において、喀痰吸引等を業務として実施する場合には、事業所等ごとに都道府県知事の登録を受ける必要があります。

(1) 対象事業者

県内に所在する事業所等で、実地研修を修了した介護福祉士による喀痰吸引等の業務を行おうとする事業者

＜医療法第1項の5に規定する病院及び診療所は除かれます。＞

(2) 登録の単位

事業所ごととなっており、例えば、特別養護老人ホームに併設されている短期入所生活介護事業所であっても、それぞれに登録を受ける必要があります。

● 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4の規定により、次に該当する事業所等は登録を受けられません。

一	禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
二	社会福祉士及び介護福祉士法及びその他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
三	社会福祉士及び介護福祉士法48条の7の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
四	法人であって、その業務を行う役員のうち上記の一から三のいずれかに該当する者があるとき

(3) 登録基準（法第48の5、省令第26条の3）

登録に当たっては、次の①及び②の全ての基準を充足する必要があります。

① 医師、看護師その他の医療関係者との連携等に関する項目

	基準の項目と内容	業務方法書の該当部分及び様式類
i	医師の文書による指示 喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を受けること。	第8条第2項 参考様式4「指示書」
ii	医療関係者との連携の確保及び役割分担 対象者の状態について、医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を共有することにより、医師又は看護職員及び介護職員の間における連携を確保するとともに、医師又は看護職員と当該介護職員との適切な役割分担を図ること。	第8条第5項 第2条第1項
iii	計画書の作成 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施状況その他の事項を記載した計画書を作成すること。	第8条第3項 参考様式5「計画書」
iv	報告書の作成 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。	第8条第6項 参考様式6「報告書」
v	急変等に備えた緊急時の対応 対象者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡が行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。	第2条第2項
vi	業務方法書の作成 i から v の事項その他必要な事項を記載した特定行為業務に関する書類（「業務方法書」）を作成すること。	参考例1「業務方法書」

② 喀痰吸引等の実施に関する記録の整備や安全確保等に関する事項

	基準の項目と内容	業務方法書の該当部分及び様式類
i	安全委員会の設置，研修体制の整備その他安全の確保 医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置，喀痰吸引等を安全に実施するための研修体制の整備，その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保すること。	第3条，4条，9条，10条
ii	備品等の整備 喀痰吸引等の実施に必要な部品等を備えること。	第5条
iii	感染症の発生予防 備品等について衛生的な管理に務めること，その他の感染症の発生を予防するために必要な措置を講ずるように努めること。	第6条
iv	対象者及び家族等への説明と同意 特定行為業務計画書の内容を対象者又は家族等に説明し，その同意を得ること。	第8条第1項 参考様式3「同意書」
v	情報の管理と秘密の保持 特定行為業務に関して知り得た情報を適切に管理し，及び秘密を保持するために必要な措置を講じること。	第7条，第8条第1項ハ・第2項ハ・第3項ニ・第6項ニ，第11条第4項

(4) 事業者登録等に関する手続について

- 登録等を受ける目的に従い，必要な書類を県介護保険室に提出してください。
なお，①の新規申請には，手数料が必要となります。

① 新たに登録を受ける場合 <事業開始予定1ヶ月前までに提出>

	必要な書類	様式
1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書 *手数料として，県収入証紙2,400円分を申請書に添付	第1号様式
2	法人の場合：①定款又は寄付行為，②登記事項証明書 個人の場合：住民票の写し	
3	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿 *名簿には，新制度の介護福祉士(H28年度以降の試験合格者)及び旧制度の介護福祉士で基本研修又は医療的ケアの修了している者のみを記載)	第1号様式の2
4	3の名簿登載者の認定特定行為業務従事者認定証等の写し	
5	誓約書 (社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書)	第1号様式の3
6	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類	第1号様式の4
7	6の書類に関し登録要件に該当することを証明する書類 (1)業務方法書 (2)業務方法書に定めてある様式類(同意書，指示書など) (3)業務方法書に定めてあるマニュアル類 (緊急時対応マニュアル，感染症対応マニュアル，手技マニュアルなど) (4)その他登録要件に該当することを証明する書類	参考例1 参考様式3～7
8	講師の資格免許証等(写)及び指導者講習の修了書(写)	
9	実地研修実施方法書	参考例2
10	実地研修修了証(ひな型)	参考様式1
11	適合書類チェックリスト	適合書類チェックリスト
12	登録喀痰吸引等事業者登録書類一覧(チェック表)	事業者チェック表

② 実施できる特定行為の種類を追加する場合

	書類の名称	様式
1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書	第3号様式
2	追加される行為に関する資料	

③ 登録事項を変更する場合

	変更する事項	提出時期	必要な書類
1	<ul style="list-style-type: none"> 設置者の氏名 (法人の場合＝名称及び代表者の氏名) 設置者の住所(法人の場合＝法人所在地) 事業所の名称 事業所の所在地 	変更しようとする日の1ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ①第3号様式の2 ②変更内容を確認できる書類(登記事項証明書等)
2	<ul style="list-style-type: none"> 業務方法等 喀痰吸引等(特定行為)を行う介護福祉士及び認定特定行為業務従事者等の名簿 喀痰吸引等の実施に係る備品一覧 実地研修責任者の氏名 	変更の日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> ①第3号様式の2 ②介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿<資格者証(写)を添付>

* 第3号様式＝登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書
第3号様式の2＝登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書

④ 登録を辞退する場合 <辞退する日の1ヶ月前までに届出>

	書類の名称	様式
1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書	第3号様式の3

(5) 実地研修を修了した後の手続について

- 介護福祉士に対する実地研修が修了した場合には、
- ① 実地研修修了証を介護福祉士に交付するとともに、
 - ② 喀痰吸引等実地研修実施報告書(実地研修修了者管理簿を添付)
- を県介護保険室に提出してください。

なお、実地研修を修了した介護福祉士については、公益財団法人社会振興・試験センターの「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の登録申請を行うことができます。

6 添付資料一覧

■ 法令・通知関係

- 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」(平成23年11月11日付け社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知)
- 「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日付け社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知）

■ 実施要綱

- 「鹿児島県喀痰吸引等（不特定多数の者対象）登録申請等実施要綱」

■ 申請（届出）様式類

(1) 認定証（認定特定行為業務従事者認定証）の交付関係

様式類の名称	様式
認定特定行為業務従事者認定証交付申請書	第4号様式
誓約書	第4号様式の3
認定特定行為業務従事者認定証変更届出書	第7号様式
認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書	第8号様式
認定特定行為業務従事者認定証辞退届出書	第11号様式

(2) 登録特定行為事業者の登録関係

様式類の名称	様式
登録喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）登録申請書	第1号様式
介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	第1号様式の2
誓約書	第1号様式の3
登録喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）登録適合書類	第1号様式の4
登録喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）登録更新申請書	第3号様式
登録喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）変更登録届出書	第3号様式の2
登録喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）登録辞退届出書	第3号様式の3
業務方法書（特定行為事業者用）	参考例1-1
喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書	参考様式3
介護職員等喀痰吸引等指示書	参考様式4
喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書	参考様式5
喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書	参考様式6
喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書	参考様式7

(3) 登録喀痰吸引等事業者の登録関係

様式類の名称	様式
登録喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）登録申請書	第1号様式
介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	第1号様式の2
誓約書	第1号様式の3
登録喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）登録適合書類	第1号様式の4
登録喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）登録更新申請書	第3号様式
登録喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）変更登録届出書	第3号様式の2
登録喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）登録辞退届出書	第3号様式の3
業務方法書（喀痰吸引等事業者用）	参考例1-2
実地研修実施方法書	参考例2
実地研修修了証	参考様式1
実地研修修了者管理簿	参考様式2
喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書	参考様式3
介護職員等喀痰吸引等指示書	参考様式4
喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書	参考様式5
喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書	参考様式6
喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書	参考様式7